

留守家庭児童育成室の入室に際して

1 提出書類について

【必ず提出いただくもの】①「連絡票」、②「緊急時引渡票」

【必要な方のみの提出】③「延長保育利用予定表」

(延長保育を利用する方)

④「学校生活管理指導表(学校に提出したものの写し)」

(アレルギー疾患があり、アレルギー対応を育成室で行う方)

2 利用に係る料金の市への支払について

(1) 4月中旬～下旬頃

「保育料納入通知書」、「口座振替開始通知」等の保育料納入関係書類を送付します。

※民間委託育成室のおやつ代につきましては、直接、委託事業者へお支払いいただきます。

手続き方法等は、各事業者からの御案内にしたがってください。

(2) 4月30日(木)

4月分の保育料支払期限及び口座振替日です。以降、毎月末(12月のみ28日)に支払期限及び口座振替日が設定されています。ただし、月末が土日・祝の場合は、本市の翌開庁日が口座振替日となります。

(3) 5月中旬～下旬頃

上記(2)のお支払が確認できなかった場合、督促状をお送りします。同封する納付書の裏面に記載の納付方法・場所にて、速やかにお納めください(以降、毎月同様の手続)。保育料、延長保育料の未納が続く場合、入室の許可を取り消す場合があります。

3 市への支払に係る口座振替のお手続の御案内(原則、口座振替によりお支払ください)

令和8年4月利用分から、新たな振替口座の登録は全てWebでの申込みとなります。

(1) 新規登録可能な金融機関(以下のいずれか)

三井住友銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行	北おおさか信用金庫
--------	-------	--------	-----------

(2) 申込方法: 次のQRコードから吹田市ホームページ(ページ番号1041193)にアクセスし、ページ下部の外部リンクからお申し込みください。



(3) 留意点: ・申込みは、お子様ごとに必要です。

・令和7年度以前に育成室の利用があり、既に振替口座の登録がある方は、上記以外の金融機関でも、引き続き同口座からお支払い可能です(申込みは不要)。

・詳細については、上記QRコードから吹田市ホームページ(ページ番号1041193)を確認してください。

・口座振替以外の市へのお支払方法は、納付書払いとなります。

4 児童の安全のために

(1) 児童が保育時間中(育成室と御家庭との間の登降室中も含む)に怪我をした場合

保育時間中に怪我をした場合は、応急処置をし、症状によっては医療機関を受診します。医療費は個人負担となりますが、別途、市で加入している傷害保険が適用可能となる場合があります。

その際は、保険の請求用紙等をお送りしますので手続をお願いします。なお、傷害保険は医療費を補填するものではありませんので、御了承ください。

(2) 台風等による小学校の休校やインフルエンザ等による学級閉鎖等になった場合

小学校の休校や学級閉鎖等の場合、対象となる児童は、育成室の利用ができません。また、夏休み等の学校休業期間中に暴風警報等が発令された場合に、育成室が休室になる場合があります。

詳しくは、下記のQRコードから市ホームページ(ページ番号1034685)にアクセスいただき、ページ下部に掲載の「台風等による『暴風警報』または『大雨特別警報』発令時及び、インフルエンザ等による学級閉鎖時等の休室について」を確認してください。

(3) 育成室における食物アレルギー対応等について

下記のQRコードから市のホームページ(ページ番号1034685)にアクセスいただき、ページ下部に掲載の「留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について」を確認してください。児童の皆様の安心と安全ため、必ず御確認ください。

(4) 配慮を要する児童の送迎の運用について

配慮を要する児童として利用される場合、原則、保護者等による送迎が必須となります。ただし、令和6年度から、1年以上配慮を要する児童として入室している場合で、送迎がなくても安全に登降室ができる児童に限り、送迎の取りやめ申請を行えることとしています。なお、申請書については、在籍している育成室から受け取ってください。

5 その他

(1) 学校給食のない始業式、終業式、夏休み等の学校休業期間は、お弁当を持参してください。

(2) 本案内も含め、同封している書類などは、市のホームページ(以下のQRコード)に掲載していますので御確認ください。

市ホームページ
(ページ番 1034685)



<問合せ> 吹田市教育委員会事務局地域教育部 放課後子ども育成室
電話 06-6384-1599(直通) / FAX 06-6380-6771
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp